

一般用納税証明書を送りで請求される方へ

郵送で請求される場合は、次の1から4の書類等を、県税事務所へお送りください。

1. 納税証明書交付請求書(様式第37号)

太枠内に必要事項を記入してください。

記入方法はこちらをご参照ください。

- [①個人による本人請求](#) [③法人の代表者本人の請求](#)
[②個人の代理人請求](#) [④法人の代理人の請求](#)

2. 請求者の本人確認ができる書類の写し

運転免許証(表・裏)などのコピーを同封してください。

[詳しくはこちらをご参照ください。](#)

※公的医療保険の被保険者証の写しを郵送される場合は、
 保険者番号、被保険者等記号・番号にマスキング処理を行った
 上で提出してください。

3. 手数料の金額に相当する定額小為替

郵便局の窓口で購入することができます。

1通(または1件)あたり400円の手数料が必要です。

表面・裏面とも何も記載しないでください。

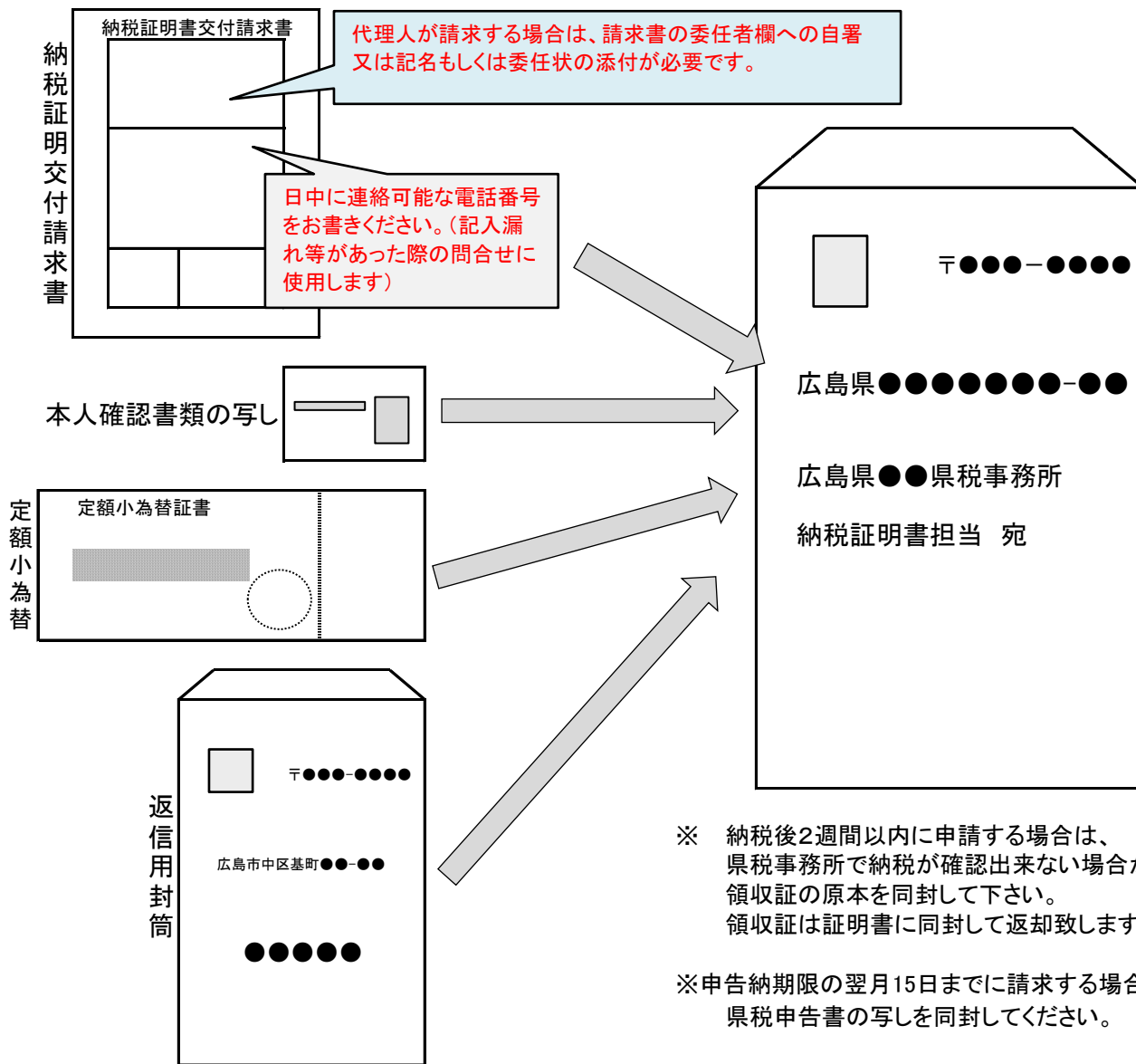
※ おつりや不足が生じた場合は受付できません。

※ 酒類販売業免許申請で「未納がないこと」及び「滞納処分
 を受けたことがないこと」の証明書を請求される場合は、
 800円の手数料が必要です。

4. 返信用封筒

送付先の住所・氏名を記入してください。

必要な送料分の切手を貼ってください。



※ 納税後2週間以内に申請する場合は、
 県税事務所で納税が確認出来ない場合がありますので、
 領収証の原本を同封して下さい。
 領収証は証明書に同封して返却致します。

※ 申告納期限の翌月15日までに請求する場合は、
 県税申告書の写しを同封してください。

(書類等送付先)

西部県税事務所	〒732-0052	広島市東区光町2-1-14	電話(082)207-2135(ダイヤルイン)	税務管理課出納係
東部県税事務所	〒720-8511	福山市三吉町1-1-1	電話(084)921-1301(ダイヤルイン)	税務管理課
北部県税事務所	〒728-0013	三次市十日市東4-6-1	電話(0824)63-5181(代)	収納管理課

(お問い合わせ先)

西部県税事務所	〒732-0052	広島市東区光町2-1-14	電話(082)207-2135(ダイヤルイン)	税務管理課出納係
西部県税事務所 呉分室	〒737-0811	呉市西中央1-3-25	電話(0823)22-5400(代)	納税班
西部県税事務所 廿日市分室	〒738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	電話(0829)32-1181(代)	納税班
西部県税事務所 東広島分室	〒739-0014	東広島市西条昭和町13-10	電話(082)422-6911(代)	納税課
東部県税事務所	〒720-8511	福山市三吉町1-1-1	電話(084)921-1301(ダイヤルイン)	税務管理課
東部県税事務所 尾道分室	〒722-0002	尾道市古浜町26-12	電話(0848)25-2011(代)	納税班
北部県税事務所	〒728-0013	三次市十日市東4-6-1	電話(0824)63-5181(代)	収納管理課